

マンションの適正な管理に向けて

マンションは、建物の維持管理や管理運営を適切に行うため、区分所有者間の合意形成が必要です。一方で、近年では合意形成が進まず、良好な住環境の維持が難しい場合があります。特に建物の老朽化と居住者の高齢化が見られるマンションは、管理の不全に陥りやすいといわれています。誰もが安心して住み続けられるまちを実現するため、区では「新宿区マンション管理適正化推進計画」を策定し、マンションの管理の適正化を支援しています。詳しくは、住宅課等で配布している同計画冊子(右図)をご覧ください。



マンション管理計画認定制度を活用しましょう

マンションの修繕・管理方法、資金計画、管理組合の運営状況等、一定の基準を満たすマンションの管理計画を区が認定する制度です(認定基準は「新宿区マンション管理適正化推進計画」に規定)。認定マンションは、**下記優遇制度**を利用できる場合があります。詳しくは、住宅課等で配布しているパンフレット(右図)や新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



住宅金融支援機構による金利等の優遇

▶マンション共用部分のリフォーム融資の借入金利引き下げ、▶「フラット35」維持保全型の借入金利引き下げ、▶マンションすまいる債の債券利率の上乗せ

長寿命化促進税制の活用

長寿命化工事を過去に1度以上実施している等、一定の要件を満たす認定マンションは、固定資産税が減額される場合があります。

認定マンション向け補助事業

管理計画認定手続支援サービス手数料補助事業

管理計画の認定申請をする際に必要なマンション管理センターへの手料を補助します。

助成内容 ▶①システム利用料1万円、▶②事前確認審査料(①②計5万円を上限)

管理計画認定取得促進補助事業(宅配ボックス設置費用補助)

管理計画の認定を取得したマンションが新たに宅配ボックスを設置する費用の一部を補助します。

助成内容 宅配ボックスの設置費用の5分の1(20万円を上限)



相談事業やセミナー等を実施しています

マンション管理相談

管理組合の運営や建物の維持管理等の相談に、新宿区マンション管理相談員が応じます。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



日 第2・第4金曜日(祝日等を除く) ▶午後1時～2時20分、▶午後2時30分～3時50分

場 区役所第1分庁舎2階区民相談室

対 区内分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等、区内賃貸マンションの所有者

申 相談日の2日前までに電話または直接、問合せ先へ。

マンション管理相談員派遣

管理組合の運営や建物の維持管理等の相談に応じるため、総会・理事会・各種専門委員会等区分所有者が集まる場等へ、新宿区マンション管理相談員を派遣します(2時間程度)。



対 区内分譲マンションの管理組合、区内賃貸マンションの所有者ほか

申 派遣希望日の2週間前までに郵送(必着)または直接、問合せ先へ。新宿区ホームページ(右上二次元コード)からも申し込みます。

マンション管理セミナー(年度内に3回程度)

良好な管理組合運営や建物の維持管理に関するセミナーを開催しています。日時・申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



対 区内分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等、区内賃貸マンションの所有者

マンション管理組合交流会(年度内に2回程度)

マンションに関する問題の情報・意見交換を行い、相互交流できる場として交流会を開催しています。日時・申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



対 区内分譲マンションの管理組合役員、区分所有者ほか

長期修繕計画作成費等補助事業

長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助します。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



助成内容 作成費用の2分の1(上限20万円)

問 住宅課居住支援係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3567

多世代近居同居助成・次世代育成転居助成

●転居費用等の一部を助成します

今年度から年間を通して、随時申請を受け付けています。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

※いずれの助成も住み替え先の住宅を契約する前に予定登録申請が必要です。

対 ▶①多世代近居同居助成…区内で新たに近居または同居する子世帯とその親世帯のうち、引っ越しする世帯(すでに近居の状態にある方は新たに同居する場合のみ対象)

▶②次世代育成転居助成…義務教育終了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯

助成額 ▶①初期費用(引っ越し代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)

▶②区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える際の転居に伴う家賃の上昇分(月額3万5,000円を限度・最長2年間)と引っ越し代(10万円を限度)

問 住宅課居住支援係 ☎(5273)3567